

MOX 燃料加工の事業化決定並びに事業主体要請について

2000 年 11 月 10 日
電気事業連合会

電力 9 社（北海道電力㈱、東北電力㈱、東京電力㈱、中部電力㈱、北陸電力㈱、関西電力㈱、中国電力㈱、四国電力㈱、九州電力㈱）ならびに日本原子力発電㈱は、本日、日本国内での MOX 燃料加工の事業化を決定するとともに、日本原燃㈱に対し、青森県六ヶ所村への立地を前提に同事業の事業主体となるよう要請をいたしました。

私ども電気事業者は、エネルギー資源の乏しいわが国において、国内での MOX 燃料加工の事業化が、原子燃料サイクルを確立させる重要な柱の一つであると考え、かねてより調査・検討を行ってまいりました。さらに、一昨年 10 月には、国内外の技術調査や安全対策、施設の概要などについて、事業化に向けたより詳細な調査・検討を日本原燃㈱に依頼して、進めてまいりました。

これらの調査・検討の結果、技術面からは、国内外の MOX 燃料加工技術および国内におけるウラン燃料加工技術を適切に採用することにより、十分な安全性と信頼性を確保できると判断されること、また経済性についても、試算の結果、海外の同規模の工場建設費推定値と比べて遜色ないと判断されたことなどから、わが国における MOX 燃料加工の事業化は十分に可能であるとの結論にいたりました。

また、事業主体につきましては、再処理事業で得られる知見を有効活用でき、再処理施設との設備共用化が図られるうえ、原子燃料サイクル事業者として国際的に認知され、事業推進にあたって国際的な協力が得られやすい日本原燃㈱が最も相応しいと判断したものです。

以 上